

保護者様

江東区立東川小学校
校長 青木 由美子

登校許可報告書についてのお願い

お子さまが学校において予防すべき感染症にかかった時は、学校保健安全法の規定に従って、医師が登校してもよいと認める時まで登校を見合わせてください。その場合、出席停止扱いとなり欠席にはなりません。

なお、医師から登校してもよいと許可が出た時には、**保護者の方が**下記の「登校許可報告書」を記入して担任に提出してください。（医師が記入する必要はありません。）診断書は不要です。

-きりとり-

令和 年 月 日

江東区立東川小学校長 様

登校許可報告書

下記の感染症のため出席停止となっておりましたが、医師より登校の許可がおりましたのでお知らせします。

年	組	児童氏名
感染症の種類	・インフルエンザ（Ａ・Ｂ） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・咽頭結膜熱（プール熱） ・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ感染症 ・その他の感染症（ ） ・百日咳 ・風しん ・結核 ・手足口病 ・感染性胃腸炎 ・麻しん（はしか） ・水痘（水ぼうそう） ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・伝染性紅斑（りんご病） ・新型コロナウイルス感染症	
休み始めた日	月	日 曜日
登校を許可された日	月	日 曜日
病 院 名	電話番号	
保 護 者 氏 名	印	

◎学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準（出席停止は欠席にはなりません。）

感染症名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が安定するまで（発疹が消失していなくても登校可）
溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後24時間以上経過するまで（定められた期間は抗菌薬の内服を継続すること）
手足口病	全身状態が安定するまで
ヘルパンギーナ	全身状態が安定するまで

○その他の感染症

RSウイルス感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、带状疱疹
手足口病、ヘルパンギーナ、流行性角結膜炎 など